

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成二十九年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

庄原農業協 同組合	登録検査 機関の 名称	
	変更 内容	変更の あった 農産物 検査員
	氏 名	
	住 所	
	農産物 検査 を行う 農産物 の種類	
抹消	平成二 九年四 月一 日	
田邊 睦雄		
庄原市木戸町六八 〇番地		
もみ、玄 米、小麦、 大麦、は だか麦、 大豆、そ ば		